

2024年7月23日

大阪市長 横山英幸様
大阪市 生活福祉部保護課長 笹部恭子様
城東区役所 城東区福祉課（保険福祉センター） 御中

大阪市中央区谷町9-3-7 中央谷町ビル2階大阪法律事務所

代理人 弁護士

全大阪生活と健康を守る会連合会

会長 大口耕吉郎

生活保護行政についての要望書

【要望事項】

- 亡[■]A[■]さん及び[■]B[■]さんに対して城東区役所福祉事務所が取った対応が誤りであったことを認め、[■]A[■]さん及び[■]B[■]さんに対し文書で謝罪すること
- 今回の城東区役所福祉事務所の取った対応について検証を行い、二度とこのような過ちを起こさないための対策を講じ、それを公表すること
- 今後、地方自治法、生活保護法、社会福祉法を守り、申請者に対し、懇切・丁寧に接して、申請権を保障することを約束すること。

【要望に至る理由】

[■]年[■]月[■]日、当時[■]歳であった[■]A[■]（[■]B[■]さんの二女、以下、「[■]A[■]さん」という。）さんが、大阪市の[■]のマンションで、同居中の男性に[■]（裁判所の認定は傷害致死）される事件が起こった。

[■]A[■]さんは夫（[■]した男性とは別人）のDVから逃れたが、精神的に不安定な状態に陥り、働けなくなって大阪市城東区の保健福祉課生活支援センター（以下＝福祉事務所）に3回申請に行った。

★1回目（2021年7月15日）は、[■]A[■]さんと[■]B[■]さんが行く。

★2回目（2021年12月20日）は、[■]B[■]さんが行く。

★3回目（2022年3月15日）は、[■]A[■]さんと[■]B[■]さんが行く。

しかし、3回とも生活保護の申請はさせてもらえなかった。

この期間中に[A]さんは電気・ガス・水道の料金を滞納、いずれも止められてしまった。

3回目の申請に行ったときに、受付面接の職員（50代男性：この職員は1回目の相談時に対応した）は電気・ガス・水道を止められていることや、[A]さんが手持ち金600円程度しかないことを確認しながら、申請させず追い返した。

生活に困窮した[A]さんは[]に住む知人男性のもとに身を寄せたが、数日後、[]殺害される。

DVで逃げてきて、精神的に打撃を受け、働くこともできず、電気・ガス・水道も止められ、手持ち金600円しかない人に、福祉事務所が窮迫保護で対応していたら、[A]さんは死ぬことはなかったはずである。

【Aさんの健康状態】

[A]さんは、夫のDVで子どもと共に逃れ、城東区に居住し、一時風俗で働くが、鬱状態になり、働けなくなった。食事も受けつけず、42kgあった体重は30kgに激減した。身長は153cm。こうしたなかで、[A]さんは電気・ガス・水道の各料金を滞納し、いずれも止められる。

2021年3月より、心療内科に通院。また、[A]さんの子どもは、児童養護施設に預けられた。

二つの病院に入院を申し入れたが、コロナの時期であり、新規は受け付けられなかった。

【城東区福祉事務所への申請相談の年月日】

★1回目

令和3年（2021年）7月15日

男性職員Cが対応。

★2回目

同年12月20日。

[B]さんのみが行く。女性職員が対応。

★3回目

令和4年（2022年）3月15日。

[A]さんと[B]さんが行く。Cが対応。

【第1回目の対応】

[A]さんの失業が3ヶ月続いたので申請に行く。職員である男性ケースワーカー（受付面接担当、第3回目もこの職員が対応）Cが対応。[B]さんは娘の窮状を訴える。

Cは「給与明細3ヶ月分の提出と、家の賃貸契約書をもってこい」と指示。[B]さんは「風俗で働いているので給与明細は出ない」「住んでいるマンションも間借りなので契約書がない」と言うが、Cは「マンションの契約書がないと申請は受け付けられない」と申請させずに追い返した。

なお、情報開示がなされた受付面接記録票においては、「夫からのDVに対し離婚意思はあるも、接見禁止命令の更新もせず対策手続きもされていないため、夫婦関係にないものとして対応するために、DV対策手続きか協議離婚の成立か離婚調停申立てをするよう説明。」とあるが、離婚調停申立等が必要であるといった説明はなかった。

また、記録票においては、「他者名義のため、住宅扶助の対象外であり、居住継続を考えるのなら家賃を40,000円以下としたうえで自身に名義変更をしてもらう必要がある旨伝え、面接を終了しました。」とあるが、名義変更をしなければそもそも申請ができないという説明で追い返された。

【2回目の対応】

□Bさんだけが行く。女性職員が対応。話は聞いてくれたが、「本人がいないので申請は受け付けられない。本人の意思を確認するので娘を連れてきて」と言い、申請に関する書類一式を□Bさんに渡す。書類の説明はなかった。

【3回目の対応】

□Aさんに□Bさんが同行。Cが対応。Cは以下のことを言った。

★夫と連絡を取って、扶養を求めよ（夫に対してはDVによる接見禁止命令が出ている）。
★離婚届けを出せ。でないと生活保護はできない。
★賃貸契約は生活保護の条件。
★家賃が住宅扶助基準よりオーバーしているので生活保護は受け付けられない（申請できないという意味か？）。

母□Bさんは、この対応に対し、「今、言ったことを記録したい」とメモ用紙を求める。Cは面談受付用の用紙を投げつけ、「生活保護に例外はない。申請用紙は出せない、コインの裏表」と言った。□Bさんは、そのメモ用紙にCの対応として、「○離婚届けを出さない。（だから申請はできない）、○現状での判断はしてくれない!!、○戸籍上の状況でしか判断しない!!」と書き留めた。

□BさんはまたCに対し、「電気・ガスが止まっているので、今から見に来てください。どうしろというのですか。」と問い詰めたが、Cは、「無理なものは無理」と言って相手にしなかった。

このやり取りを見ていた□Aさんは「もういいです。あたしみたいな人間のクズが生活保護を受けるなんて、みなさんの税金で申し訳ない、もういいです」と泣き崩れた。

Cは申請をさせず。母子は面接室を退出。

Cは気になったのかどうか、追いかけてきて「手持ちの金はいくらあるか」と聞く。

「600円ぐらい」と□Aさんは答えた。しかし、Cは返事もせず中に入っていった。

なお、開示された面接票では、「手持ち金、収入なく母から申請勧められるも申請を拒否、最終的に本日留保となった。申請前に入院となった場合に医療機関へ申請意思を示し申請手続きに入ることも可能と伝え、面接を終了しました。」とあるが、上記経過のとおり、申請を拒絶

したのはCであり、**A**さんが拒否をしたものではない。また、医療機関への申請意思を示すことについても、この面接時にはなされていない。

その後、相談する人(男性)があり、**A**さんは、その男性ののマンションに移った。
数日後、失血死する。

年月 男性は傷害致死罪で懲役10年の刑が言い渡された。しかし男性は減刑を求めて控訴した。

【娘がされて事件後のBさんの行動】

Bさんは「大阪市民の声」に事件の詳細を書いてメールで通報した。市からはメールで返事があったが、**B**さんの話を聞こうともせず、面接を行った職員の面接票などを理由に、「市の対応に間違いはなかった」と回答が返って来た。

以上の福祉事務所の対応の問題点は次のとおりである。

【申請権侵害その1／申請権に関する条文に照らしても誤っている】

(1) 生活保護法第2条（無差別平等の原理）

「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り〔略〕無差別平等に受けることができる」

無差別平等の原理

「保護を要する状態に陥った原因の如何や、（例えば、病気、傷害、災害〔略〕失業等）人種、信念、性別、社会的身分、門地等により差別的に取り扱われることはない」「（生活保護法）第9条の必要即応に仰ぐべきもの」（『生活保護法の解釈と運用』107～108頁）

生活保護は現在主義、過去は問わない。

問うのは今最低生活が維持できているかどうかだけ。出来ていなければ生活保護法第9条の「必要即応の原則」に基づいて対応しなければならない。

(2) 生活保護法第7条（申請保護の原則）

「保護は、要保護者、扶養義務者又はその他同居の申請に基づいて開始する。但し、要保護者が急迫した状態にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる」すなわち、職員が急迫した状態を認知した場合には、必要な保護を取ることが求められる。

(3) 生活保護法施行規則第1条

「実施機関は〔略〕申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならない」

(4) 生活保護法第25条（急迫保護）

「保護の実施機関は、要保護者が窮迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって〔略〕保護を開始しなければならない」

(5) 厚生労働省事務次官通知9 申請権保障

「保護申請にあたっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も減に慎むこと」

(6) 口頭による保護の申請（『生活保護手帳別冊問答集 2023年度版』より）

「〔問〕生活保護の申請を口頭で行うことは認められるか」

「〔答〕生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為はなく、非要式行為であると解すべきである〔略〕口頭による開始申請も認められる余地がある」

(7) 代理申請に関する条項

★代理人による保護の申請『生活保護手帳別冊問答集 2023年度版』より

「〔問〕代理人による保護の申請は認められるか」

「〔答〕（保護申請は）本人の意思に基づくものであることが大前提としている〔略〕要保護者本人が、窮迫した状況にあると認められる場合は職権をもって〔略〕決定し、保護を開始しなければならない」

(8) 条文から大きく逸脱しているCの対応

〔A〕さんは明らかに急迫状態に陥っていた。食事も受けつけず、42 kgあった体重は 30kg に激減した。身長は 153cm。こうしたなかで、〔A〕さんは電気・ガス・水道の各料金を滞納し、いずれも止められる状況にあった。

C が「手持ち金はいくらあるか」と尋ね、「600 円ぐらい」と〔A〕さんが答えた時点で申請させ、保護を開始すべきだった。

【申請権侵害その2／DVにより接見禁止の措置がとられている夫に連絡をとって、「離婚手続きをしろ」「扶養を求めろ」は違法】

★扶養義務の履行が期待できない者に対する扶養能力調査の方法【局長通知5の2の(1)】

問（大5の2）

「夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等の当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、明らかに扶養義務者の履行が期待できない場合は〔略〕稼働能力調査はいかにすべきか」

答1

「〔略〕扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差し支ない〔略〕直接照会することが真に適当

でない場合として取り扱うこと」（『生活保護手帳 2023 年版』268 頁）

また、生活保護手帳別冊問答集問 1－1 にも、「夫婦関係の解体が明白な場合には、世帯を異にしていると判断すべきもの」とされている。DV で接見禁止になっている夫に連絡を取って「離婚届を出せ」「扶養してもらえ」は、言われた本人の命にかかわる言の発言は違法。また、児童相談所に照会をかけることによって、夫婦関係が破綻していることを確認し、別世帯認定をすることは容易であると思われるのに、それも行っていない。これを放置している城東区福祉事務所と大阪市保護課の責任は重大である。

【申請権の侵害その 3／「家賃が住宅扶助基準をオーバーしているから申請できない」は誤り】

★問【第 7 の 30】の【転居に際し敷金等（注一引越え費用も含む）を必要とする場合】は「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」

（『生活保護手帳 2023 年度版』343 頁）となっている

大阪市の単身世帯の住宅扶助費は 4 万円以下。申請者がこれを超えていたから保護申請ができないは誤り。申請できる。

ただし、保護開始後、家賃が生活扶助費（生活費）を食い込むため、住宅扶助基準内の転居指導がされる。転居指導があれば引越費用と敷金は支給される。（課長通知問答第 7 の 30）

また、「他者名義のため、住宅扶助の対象外であり」とした点についても、単なる知人で一時的に居候しており、生計の同一性もないのであれば、単身世帯として適用すべきところ、そのような判断を行っていない。平成 21 年 12 月 25 日保護課長通知 3 項「適切な世帯の認定」でも、失業などにより住居を失い、一時的に知人宅に身を寄せている方から保護の申請がなされた場合には、一時的に同居していることをもって、知人と申請者を同一世帯として機械的に認定することは適当ではないので、申請者の生活状況等を聴取した上、適切な世帯認定を行うこととされている。

すなわち、実施機関に求められる対応は次のとおりである。

★「生活保護実施の態度」（『生活保護手帳 2023 年版』の（2～3 頁）

「生活保護に従事される各位におかれては、保護の実施要領等を骨とし、これに肉をつけ、血を通わせ、あたたかい配慮のもとに生きた生活保護行政を行うよう次の諸点留意のうえ、実施されることを期待するものである」

★1950 年 5 月 20 日 厚生省発社第 46 号「基本通知」

「新法においては、生活に困窮する国民に対して保護の請求権を認めたことに対応して、保護は申請に基づいて開始する（略）これは決して保護の実施機関を受動的、消極的な立場に置くものでないから、保護の実施機関に関与する者は、常にその区域内に居住する者の生活

状態に細心の注意を払い、急迫の事情のあると否とにかかわらず、保護の漏れることのないようにこれが取扱については特に遺漏のないように配慮すること」

今回の実施機関の対応は、明らかに求められている対応とはかけ離れたものであるといわざるをえない。したがって、今回、上記要望に至った次第である。

以上。